

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.001

処 分 名	検定証印等の除去
処 分 の 概 要	計量法の規定により、取引や証明に使用される特定計量器が、定期検査において不合格となった場合は、当該特定計量器の検定証印等を除去すると定めています。 また、取引や証明に使用される特定計量器が、立入検査において技術上の基準に適合しない等が判明した場合には、当該特定計量器の所有者に理由を告知した上で、当該特定計量器の検定証印等を除去することができると定めています。
根拠法令等・条項	計量法（平成４年法律第５１号）第２４条第３項、第１５１条第１項・第４項、第１５４条第１項・第３項
処 分 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

計量法

第 24 条

3 定期検査に合格しなかった特定計量器に検定証印等が付されているときは、その検定証印等を除去する。

第 151 条

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第 148 条第 1 項の規定により、その職員に、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている特定計量器（第 16 条第 1 項の政令で定めるものを除く。）を検査させた場合において、その特定計量器が次の各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

- 一 その性能が経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
- 二 その器差が経済産業省令で定める使用公差を超えること。
- 三 第 72 条第 2 項の政令で定める特定計量器にあつては、検定証印等がその有効期間を経過していること。

4 経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第 1 項の規定による処分をするときは、その特定計量器の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。

第 154 条

第 151 条第 1 項に規定する場合のほか、経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、政令で定める特定計量器であつて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されているものが同項各号の一に該当するときは、その特定計量器に付されている検定証印等を除去することができる。

3 第 151 条第 2 項から第 4 項までの規定は第 1 項の場合に、同条第 4 項及び第 152 条第 2 項の規定は前項の場合に準用する。この場合において、第 151 条第 4 項中「理由」とあるのは、「時期及び理由」と読み替えるものとする。

検査基準、検査方法については、「特定計量器検定検査規則」（第 44 条～第 47 条、第 211 条～第 214 条の 2、第 299 条～第 302 条）で定められています。

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.002

処 分 名	装置検査証印の除去
処 分 の 概 要	計量法の規定により、取引や証明に使用される車両等装置用計量器（タクシーメーター）が、立入検査において技術上の基準に適合しない等が判明した場合、当該計量器の所有者に理由を告知した上で、当該計量器に付されている装置検査済証印を除去することができると定めています。
根拠法令等・条項	計量法（平成４年法律第５１号）第１５３条
処 分 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成 27 年 4 月 1 日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

計量法

第 153 条

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、第 148 条第 1 項の規定により、その職員に、機械器具に装置されて取引又は証明における法定計量単位による計量に使用されている車両等装置用計量器を検査させた場合において、その車両等装置用計量器が次の各号の一に該当するときは、その車両等装置用計量器に付されている第 75 条第 2 項の装置検査証印を除去することができる。

- 一 経済産業省令で定める技術上の基準に適合しないこと。
- 二 第 75 条第 2 項の装置検査証印がその有効期間を経過していること。
- 2 前項第一号に該当するかどうかは、経済産業省令で定める方法により定めるものとする。
- 3 第 151 条第 4 項の規定は、第 1 項の規定による処分に準用する。

検査基準、検査方法については、「特定計量器検定検査規則」（第 110 条～第 117 条）で定められています。

不利益処分の処分基準

担当部署:市民生活部くらしの安全課 No.003

処 分 名	特定物象量の表記の抹消
処 分 の 概 要	計量法の規定により、都道府県知事及び特定市町村の長は、スーパーなどに職員を立ち入らせ、商品が正確に計量されているか検査をさせることができるとしており、その立入検査において、内容量が表記された特定商品の内容量の誤差が量目公差を超えるときは、当該商品の所有者又は占有者に理由を告知した上で、当該商品の内容量表記を抹消することができます。
根拠法令等・条項	計量法（平成４年法律第５１号）第１５０条 特定商品の販売に係る計量に関する政令（平成５年政令第２４９号）
処 分 基 準	法令等の規定において、当該許認可等の判断基準が具体的かつ明確に定め尽くされているため、設定しません。
設 定 年 月 日	平成２７年４月１日
備 考	

**根拠法令及び
関係法令等の抜粋**

計量法

第 150 条

都道府県知事又は特定市町村の長は、第 148 条第 1 項の規定により、その職員に、特定物象量が表記された特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査させた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対して、その理由を告知しなければならない。